

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

総 務 文 教 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 平成 2 8 年 9 月 1 2 日 (月) 1 5 時 3 3 分 開 会
1 6 時 3 8 分 閉 会

3 場 所 第 1 委 員 会 室

4 出 席 委 員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員

5 事務局職員 議事係長 東 岳也

6 説 明 員

・ 総務課

課 長	山 下	友 治	君
課長補佐	尾 塚	禎 久	君
係 長	中 尾	隆 樹	君

7 会議に付した事件

- ・ 陳情第 1 0 号 無線機のデジタル化に関する陳情書
- ・ 陳 情 第 3 号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
- ・ 陳 情 第 4 号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情書
- ・ 意見書第 1 号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書
- ・ 所管事務調査

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。9月5日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、陳情第10号 無線機のデジタル化に関する陳情書であります。

また、現在、本委員会で継続審査となっております案件は、陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情、陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情、意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出についてであります。

なお、委員会の日程についてはお手元に配布しました日程表のとおり作成しましたのでご了解願います。

○ 陳情第10号 無線機のデジタル化に関する陳情書

大田重男委員長

はじめに、陳情第10号、無線機のデジタル化に関する陳情書を議題といたします。ここで、今後の審査方法の協議のため休憩に入ります。

（休憩 15：34～15：39）

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。まず、参考人招致の有無について、委員の皆様からの御意見を伺います。

今の話を聞いたところ、大多数が参考人は招致しないでもいいんじゃないかという話もあったんですけど。

〔「まず所管課を呼んでという話で」と発言するものあり〕

まず、所管課の意見を聞きたいとのことで、所管課を招致すると、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、総務課を。

（総務課入室）

大田重男委員長

それでは、所管課である総務課に出席いただきました。陳情第10号に関し、市の無線機のデジタル化の現状及び課題について所管課長の説明を求めます。

山下総務課長

陳情第10号は、区の広報用放送施設に関することですが、当該事務を所管する課として、これまでの経過と現状、問題等について御説明申し上げます。

はじめに、区の放送施設に関する市の対応等の経過及び施設の現状について御説明いたします。本市においては、従来、各区において有線放送施設が整備され、区内の行事等のお知らせが有線放送で周知されておりました。また、市からの連絡事項も各区長に定期的に放送依頼を行い、それぞれの区でなされており、市は、区の有線放送施設の整備や維持管理に補助金を交付しておりました。そして、平成14年には、市において、防災行政無線施設を整備しましたが、この施設は、区の有線放送施設と接続し、市からののお知らせは、それまでの区長への放送依頼に変え、市が直接放送し、各家庭へ流れることとなりました。このような運用を行っておりましたが、平成17年頃から、無線通信事業者が、各区に対して、区の広

報施設について無線化の事業を紹介し、案内するようになりました。これを受けて、有線放送の場合よりも維持管理の手間が少ないとして、事業化を検討される区があり、市への事業助成について相談や要望がございました。市では、当時、区の放送施設への助成は、有線放送だけを対象としていたことから、現状では難しいとしておりましたが、有線放送の場合、断線による放送障害があることや、線の張替え等手間がかかることに比べ、無線化の方が、非常時にも放送機能を維持できること、維持管理の負担が軽減されることから、助成対象とすることとし、平成17年度から新たに「広報用放送施設設置事業補助金」を制度化いたしました。その主な内容は、区などがそれまでの有線放送施設を廃止して無線放送施設を整備する場合、1世帯1万円を限度として、10分の5以内を補助することとするものであります。このことから、平成17年度の内田区を皮切りとして、多くの区で無線化が進み、今日に至っておりますが、平成28年4月現在で、75区が無線放送施設を運用しております。なお、このうち、田代地区については、4区全体で施設を整備し、脇本地区の筒田・桐野下・瀬之浦下・大淵川・大谷の5区も共同で整備をされており、また、2つの区は、従前どおり有線放送施設の運用をしております。そして、市の防災行政無線についても、無線化した区とは、それまでの有線放送施設との接続に変えて、区の無線放送施設と接続しております。このことから、無線化した区では、現状の運用として、区の行事等については、区長が定時に放送し、また、市からの連絡事項については、市の防災行政無線施設で放送し、主に公民館等に設置してある区の無線放送施設と接続して、各家庭に放送されております。次に、この区の無線放送施設の運用に関し、現在当面している問題について、説明を申し上げます。国では、電波法に規定する周波数帯の割当計画の変更により、自治会等が所有する無線施設のうち、400メガヘルツ帯の周波数を使用する施設については、平成34年11月までしか使用できず、その後はデジタル方式に移行しなければならないとされました。これまで、市内の各区で整備された無線施設は、大きく2種類に分けられます。一つは、地域コミュニティ無線、いわゆるエリアトークと呼ばれるもので20区において整備されておりますが、この施設については、無線局の軽微な改修で対応が可能とされており、負担も低額であり、すでに改修をされた区もあります。もう一つは、簡易無線アナログ方式と呼ばれるもので、芝浦電子によって整備されたものであり、55の区が導入しております。このうち、比較的最近整備された20区については、特段の改修等をせずにデジタル化への対応が可能とされておりますが、35の区については、改修が必要とされており、その事業費について、市の助成等対応についての検討が求められているところであります。このうち、脇本地区では、エリアトークが7区で、簡易無線アナログ方式が14区であります。なお、無線施設の整備は、主に親局等と各家庭の戸別受信機を更新するものでありますが、現在の1世帯1万円の限度額では、世帯数に関係なく整備しなければならない親局等の経費が、戸数の少ない区ほど大きな負担になるとして、見直しも要望もあるところであります。

最後に、この要望に対する現在の市の考えについて、御説明申し上げます。改修に多額の経費が必要なこれらの区にあっては、平成34年12月以後は、現在の施設を使用することができなくなり、早期に準備・対応をしなければならないことから、市では、今年度中に市としての方針を示すこととしており、本年5月に開催いたしました区長会と市との意見交換会の中でも、このことに関する御質問にその旨お答えしてきているところであります。そして、市では、各区の状況の把握に努めるとともに、区のコミュニティの拡充、防災や地域安全、市政情報の周知等、この施設が非常に重要なものであることを十分認識し、この間の経緯を踏まえ、今後の財政状況を考慮しながら、方針を定めることとしているところであります。

以上が、区の広報用放送施設に関する経過、現状及び問題等ですが、一方、市の防災行政無線につきましても、同様の問題があり、また、老朽化が進行していることなどから、デジタル化への整備が必要であり、財源等を考慮しながら事業化へ向け検討をしていかなければならないと考えております。

以上で御説明を終わります。

大田重男委員長

課長の説明は終了しました。委員から質疑がありますか。

竹原信一委員

市のほうの改修とかそういうのも出てきているということですから、こういったことというのはですね、阿久根市全体を一つの視点で、そして本来ですよ、同じ種類の機種で、やっておかなきゃいけないものなんですよ。それを芝浦電気にしたり、もう一つのエリアトークのほう、阿久根市が最初からやらなかった、ちゃんと統一した形を取らなかった。それがこんな状況をつくる原因になったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

山下総務課長

この施設の整備は、それぞれ区が事業主体として行うものでございます。市はそれに対して助成をしてきたということでございます。区の放送施設につきましては、整備の時期も異なり、またそれぞれの状況に応じて整備されてきたものと考えております。エリアトークと簡易無線アナログの2種類がございますけれども、区の状況に応じて、エリアトークの場合は混線等があるというふうにされております。そしてまた、区長宅からの直接放送が可能でありますけれども、区長等が交代される場合には届かないところが出てくる可能性があるという設備でございます。簡易無線アナログ方式については、区長交代後も受信ができなくなる可能性は少ないわけでありまして、親局と中継局を整備する必要があるとされております。こういった違いを踏まえて、それぞれの区の実情に応じて区が整備をされてきて、それに対して市が助成をしてきたということでございますので、市で統一するというものではないと考えております。

竹原信一委員

総務課長は、その装置の両方の説明書をお読みになったの発言なんですか、それ。

山下総務課長

詳細な説明書を読んだということではございません。私どもが市の防災行政無線施設のメンテナンスをお願いしている、事業者様から意見をいただいて、そのような両方の機種の違いがあるというふうに受け止めたところでございます。

竹原信一委員

まあよくわからないでやってきたんだなというのは本当にね困ったこと、わからん人と話してもしょうがない、もういいわ。

渡辺久治委員

私はこれでいつもの区に加入者が少なくなってますねということで問題にしているんですけど、一番この根本にある問題は、市が区に対する認識ですよ、今やっぱ市はいつも市長の答弁で区は任意団体であると、であるから強制もできないし、区に入るよう強制もできないし、それは区のやりたい、任意団体としてしか認められないからこういう問題があった時でも市としての対応は、区が勝手にやったことだからしょうがないでしょと今そういうふうに関心しました。ですから、これも一つの問題点として、区に対する認識を私はちょっと改めてもらいたいというのが一つの意見です。それを踏まえて考えてもらいたいというふうに思います。以上です。

竹原恵美委員

この陳情者の陳情内容は御存知であると、手元にお持ちであるという上で申し上げますが、文書中ほどに同じ市民で、同じ機種で、同じ放送を聞くのになぜでしょうか、おかしいと思いませんか、本来であれば市民に1円でも安くできるように話を進めるのも市役所の仕事ではないですかとおっしゃっているんですが、今先ほど説明いただいたのは、事業主体は区であるから、つまり区を選択でももちろん選択、お決めになっているし、それ以降の運営も担っていらっしゃる、それは現状わかるんですが、どうもこの責任の認識が全くずれているように

思うんです。放送を聞くのになぜでしょうか、おかしいと思いませんか、自分が、こちらが言えば、自分の選択でこの状況になりましたという状態なんですけれども、こちらから言えば、市の説明から言えば、その上に1円でも安くできるように話を進めるのも市役所の仕事、これ市役所の仕事、購入からに関して、この話は、どう、私両方聞いてというか、この文章と、今の説明とでずれを感じるんですが、これはどうお感じになりますか。どう説明いただけますか。

山下総務課長

初めにお答え申しあげたいと思いますが、区がそれぞれ自由にされたので、現状については区で対応いただきたいということではございません。

先ほど冒頭申し上げましたように、このような状況があるので市としてどのような対応するか今年度中に方針を示したいということを再三申し上げてきておりますので、そこについては御理解をいただきたいと思っております。

そして結果として、前回の整備の際に限度額を1万円という設定をしたことによって、固定的な経費の負担が区によっては負担の重いところ、そうでないところが出たという事実があるとすれば、これも含めて今後取り扱いを検討して参りたいとこのような考えでございます。

竹原恵美委員

そうでしたらこの陳情内容は元々理解いただいている、もう理解いただいている。これから対処を考えてはつきりとしていくということにあるという説明を聞いたと思っていいですね。

山下総務課長

陳情の趣旨はどういった趣旨なのかは私どもははかりかねますけれども、少なくとも私どもは、これは脇本地区からの陳情でございますが、全体の区長会の中でこれまでの経緯も含めて今後市としてどのような対応ができるか今年度中に方針を示したいということは申し上げてきているところでございます。

竹原恵美委員

それだけのことが伝わっていればこの陳情書が上がるということにちょっとずれを感じはするんですが、イメージの中で多大な、多大な差が出てきたんです。戸数により多大な差が出てきたのです。まだその内容にご不満を持っている、対応しますよという説明を御納得いただいている上でのこの文章出てきているんですが、実際は今、これから将来言われるところにも関わらず、多大な差が出てきているというのはどのくらいの差とか、その数は出ますか。おっしゃるご不満の内容というのがはつきり見えないんですけど。金額の差というのがはつきりわからないと。

山下総務課長

お答えいたします。1戸あたりの負担額で申し上げますと、過去に整備された区では一番大きいところが約7万円、6万8千円ほど、一番少ないところで2万円ほどこういった整備事業費の負担の差というのはあるようでございます。

西田数市委員

私は西目地区の高之口集落に7～8年くらい前にデジタル化したんですが、その時私も区長補佐をやっておって、いろいろ総会で話し合いをして、この件に関してアナログはやっぱり線が切れるとか説明を受けて今のデジタル化したんですが、そこでも集落から何も問題は、全然うちの集落は何も問題なくスムーズにデジタル化に変更したという形になっております。

〔発言する者あり〕

この1円でも安くというのがありますが、そこは集落で何て言ったらいいのかな、うちの集落でも区長、3役、それで住民の方々を集めて説明して、自分たちが納得したから何も問題起きなかったということを言いたかったんだけど。

大田重男委員長

質疑ではないんですね。

木下孝行委員

今竹原委員のほうから陳情が出ているのと、今の執行部の答えが矛盾するような話だったと思いますけど、これは課長が言われた通り、5月の各市内区長さんとの語る会の中でも、今課長が言ったみたいに要望が、全区の代表意見として出て、執行部が説明して、今回答えて、前向きに取り組んでいるということは私も委員長も聞いております。そういう中でこうして陳情が上がったということは、多分議会に対して後押しをしてもらいたいと、執行部はそういった答弁をしてくれたけど、後押しをしてもらいたいという思いで陳情が上がったのかなというふうに解釈できるんだろうと思うのでそういった意味で皆さん理解してもらえばいいのかなと。だから今後きちっとした指針を示すということで、ただ我々がこの後の結論の中で執行部に対して付帯決議でも、付帯決議というか付帯意見でもつけてですね、より期待に応えるような形をつくってくださいということを示せばこの委員会の役割は、この陳情に対してはできるのかなというふうに思いました。

濱之上大成委員

前向きな答弁であったろうと私はいいと思うんですけど、今区長さんたちから出たのは、ちょっとずれがあって、この陳情が出たんだろうと思う。各区長からもそういう話は出ておりました。一番問題は高齢化社会になって、今の分担をした時にですね、先ほど人数によってそれは違います。区によって。現状であるならば、たとえば一つの例として、川内市は無償ですよ、一方で私達、川内の隣保班である阿久根はこうして出さないかんというのは、何か出来ないものかとか、おねだりも含まれていると思うんですけど。そうした時に今現実に今この地域コミュニティが結局補修だけで可能だと、それ以外の、特に脇本なんかはですね、14区全部変えないかんわけですね。今100戸単位の地区をちょっと調べてみたら、やっぱり受信機に関しては1人当たり3万幾ら、そうした時に前は1万いただいたので、その2万をどういうふうにして分割するかとか、そこを各区の住民の方は心配されていると思います。結局100人いたのに、3人亡くなれば97名で割らないかんわけですよ、だからそういった点でできれば前向きに検討されると同時にですね、早めにそういう指針を出していただければなと、これは要望ですけど。

木下孝行委員

さっき話が途中だったんですけど、ここで課長に聞きたいのは、確認したいというか、十分答られないかもしれない。今指針を策定中ということであることを前提でですね、この要望書の陳情者たちの御意見というのは、この無線化にして、機種を変えて、その数年後にその機種が今度合わない、周波数が合わなくてこれがもう将来使えないという話になって、変えるということになってその負担金が今まで、最初買ったもので負担していったものが、またそれがだめになったということで、また自分たちが負担しないといけない、そうした時に一回負担をした大きなリスクを負って負担をして、なおかつ今度また新しくその無線機を変えるのに負担をするのにできるだけ抑えて欲しい、そしてまずなおかつ小さい集落、大きい集落、条件同じような形で購入できるような形を行政にお願いしているのがこの陳情書だと思うので、できるだけ私がこの要望に応えるような方向性で動いてもらいたいと思っているんですが、それに対して策定中ということでは十分答えられないかもしれないけど、そういう方向でいく気持ちがあるのか、ないのか。

山下総務課長

脇本地区だけではなくて、他の集落からもこれは要望が出ているところです。私どもも一度補助をして、整備したものにまた再度更新が必要になったということで、なかなか同一のものに対して重ねて補助というのは制度上はいろいろと整理しなければならない問題があるんだろうと思っています。しかしながら、先ほど冒頭申し上げましたように、非常時における連絡手段、市からの日常的な広報手段、非常に重要な施設だと理解しておりますので、

何らかの形で対応をする必要があると思っております。34年11月までしか使えないということですので、市としての何らかの対応を示しながら集落へもそこへ向けた準備を、早めの準備をお願いすると、こういうことになっていこうかと思っております。現在市でどういった状況ができるか、この段階でお話し申し上げることは予算にも絡むことでございますし、いろんなことを考慮しながら考えなければいけないので、この場でお示しができませんけれども、基本的には何らかの対応をして、早めにお示しをして集落においても準備をいただく、こういうところが基本になろうかなと思っております。

木下孝行委員

十分よくそこは理解しております。35集落含めて全体としてできるだけこの要望、陳情書に答えられるような計画づくりのほうをお願いしたいと思って要望で終わります。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

濱田洋一委員

すいません確認だったんですが、28年現在75区ということでエリアトークが20区です、芝浦が55区ということで、この55区についての今後方向性を示していきたいという捉え方でよろしいんですね。

山下総務課長

芝浦55区ございます。ただし、比較的最近整備された簡易無線アナログについては、改修はせずにデジタルへの対応が可能とされております。それが20区ございます。したがって、55区のうち20区は現状で対応可ということで、35区について何らかの対応が必要だというふうにされているところです。

〔濱田洋一委員「ありがとうございます」と発言あり〕

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認め、所管課への質疑を終了いたします。所管課は退席して結構です。

（総務課退席）

大田重男委員長

今所管課の説明が終わりました。今後ですね、まず話を聞いたわけなんですけど、参考人ですね、招致の有無について委員の皆さんからの御意見を伺います。

協議のため、休憩に入ります。

（休憩 16：09～16：09）

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、話した中で、陳情者を呼ばないという意見が多いんですけど、それでよろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

では、陳情者は呼ばないことに決しました。

それでは、陳情第10号について委員からの御意見を受けたいと思います。

竹原信一委員

まず、このような事態に至った原因は、阿久根市のほうがですね、この防災無線に関して統一、一つの視点で取り組まなかったということなんです。阿久根市全体について、機種を決める時によく検討して、単一のものにすべきであったわけですね、事業主体が区になっているからなんてもう話にならないことで、そもそもこういう機種というのを集落がその機能を

ですね、十分に把握していくということはまあまず無理です。で、阿久根市が本当に取り組まなければいけないわけですけど、どうも今の総務課長の話を聞いてみたところ、説明を、その業者に、業者から話を聞いて進めてきた、そして、今後の取り組みも同じように、この失敗の原因となった業者にまた聞いてやっている、あまりにも素養がなさすぎ。今後もまた市の無線装置についても同じことを同じやり方をするはずですよ、これ。失敗に失敗を重ねて、また今からも失敗をすると、あいた口がふさがらない。もう話にならないというのが実感でございます。そしてこの陳情をしてきたこちらの方々もですね、もうわからないで、とにかく安くしてくれればいいやという話で、まあどうでしょう。どっちもどっちもわからん人たちがやってるといえるのは、もう困ったもんですからこれ。

大田重男委員長

ほかに委員から意見はありませんか。

竹原恵美委員

この内容は、現時点においては執行部のほうもその対応を考えていると、だけれども、この陳情内容で、最後に絶対条件とおっしゃっているのは、1戸あたりの出す金額は同額であることがとおっしゃっています。ここまで、この全てを、陳情自体を可決、採決するにはまだ内容を聞く、それに対して不満が出て来るなり、平等だとおっしゃる上にはまだ対応があるかと思います。現時点では趣旨採択で、市のこれからの状況を見ていく、その中でこちらもサポートしていくことができるのではないかと、現時点では趣旨採択でいいと思います。

木下孝行委員

私のほうも恵美委員と一緒にですね、趣旨採択にして、35区含めてですね、しっかりと公平、平等な負担でできるだけ済むような対応を今後の具体的な計画案がかなうように執行部に対して意見を添えるというような、付帯意見みたいな形をつけて。

〔「付帯意見というのは」と発言する者あり〕

それであれば趣旨採択ということで。

大田重男委員長

ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見なしと認めます。次に委員間討議にはいります。

これまで委員から出された意見に対して討議するものはありますか。

濱之上大成委員

今、竹原信一委員なんかもおっしゃったんですけどね、この市の広報用施設の設置事業補助金の交付、要綱もですね、検討すべきだろうと、やっぱりこの区に自治の広報を区に任せるといって自体がやっぱり少しいかなもんなかなということもありますので、今後検討していただきたいという意見を申し上げておきます。

大田重男委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、討議なしと認めます。これにて討議を終結します。

次に、討論にはいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。本採決は挙手により行います。

〔「委員長休憩を」と発言する者あり〕

では、採決方法確認のため、休憩に入ります。

(休憩 16:16～16:16)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。陳情第10号、無線機のデジタル化に関する陳情書について、趣旨採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

では、全員趣旨採択ということで、本陳情は趣旨採択すべきものと決しました。

- 陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
- 陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情
- 意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出について

大田重男委員長

次に、継続審査となっております、陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情、陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情、意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出についてを一括して議題とします。

まず、現在継続となっております陳情並びに意見書について、審査の方法について、委員の皆様から御意見を願います。

濱田洋一委員

陳情第3号、4号、それと意見書第1号ですが、現在原子力規制委員会からの最終的な判断というのも出ていない中、やはりこの件につきましては、継続審査ということでどうでしょうかというふうに思うのですが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大田重男委員長

ただいま、委員から、もうしばらく調査を行いたいとの意見がありました。

竹原恵美委員

同じく継続として求めたいんですけれども、8月31日に新聞に載っていましたが、「免震棟撤回規制委は納得せず」と、免震棟では対応できないことの立証になっていないと発言をされて今こう取り置いた状態になっているということをご報告いたします。私もこの継続を求めます。

大田重男委員長

では、今、委員から、もうしばらく調査を行いたい旨の意見がありました。

ただいま議題となっております、陳情及び意見書について、引き続き継続して審査することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

ちょっと休憩をします。

(休憩 16:20～16:21)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 所管事務調査

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。本委員会の所管調査事項は、①阿久根市地域防災計画、②教育行政（不登校問題）、③教育行政（学校の編成）についてであります。

先の委員会で決定いただきました、本委員会の所管事務調査について、11月15日「学校の編成について」静岡県浜松市、16日「地域防災計画」について静岡県掛川市と調整が整いましたので報告します。

また、両市から具体的な質問事項についてあらかじめ送付してほしいとのことでしたので、各委員においては、第3回定例会最終日まで書面にて事務局あて提出ください。また、今後、あらかじめ航空券等の予約が必要ですので、事情により、欠席する委員は欠席届を委員長あて提出くださるよう願います。これはいつまで。

東議事係長

これについては第3回定例会終了後、その時点での欠席届が出ている、出ていないで旅券のほうは予約をいたしますので、あらかじめわかっている方がいらっしゃいましたらお願いします。それ以降については、予約後3日以降はもうキャンセル料は発生してしまいますので、ご協力のほうよろしくお願いします。

大田重男委員長

次に、所管事務調査について、11月の所管事務調査までの間に行う調査内容、日程等協議のため休憩します。

（休憩 16：23～16：27）

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは、11月の所管事務調査までの間に行う調査内容等がありますか。

竹原恵美委員

現地に行って、説明を聞いて、質問をする上で、それぞれが聞くというスタイルなんですけど、今まで通りであるんですが、より近い理解をするために、ましてやその阿久根市には特に避難計画は薄い一冊であるんです、これから行く掛川市によると、もう4つに分かれて、専門性の高いものになっています。それを中身も読まずに行くとなると、質問内容もできる可能性も低くなるので、ぜひここは押さえて、行く必要があるのではないかと、さらっと行くのであればもとも資料を読めば済むような質問しか出ないと思います。なので、避難計画に対しては、それぞれの持ち場、（聴取不能）もありますので、それから質問はある程度つくっていただきたいと思います。

大田重男委員長

ただいま、竹原恵美委員からあらかじめ質問の項目ですね、そういう意見がありました。ほかの委員はいかがですか。

濱田洋一委員

ちょっと確認なんですが、この調査事項の案っていうふうにありますよね、学校再編に関する調査、それからその中で、市執行部に対し、学校に対しということと、また市防災計画に関する調査という、そういう形での質問という捉え方でいいんですよね。

大田重男委員長

そういうことです。前もって勉強して、そういったものを出してほしいということですね。[「委員長休憩を」との発言あり]
では、休憩を取ります。

（休憩 16：31～16：35）

大田重男委員長

では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。竹原恵美委員の意見と、木下委員からの意見等があります。両方のやつがありますけど、それは各委員に任せたらどうかと。

いかがでしょうか。

竹原恵美委員

質問事項、事前の質問事項というのは、一応23日に送る、それ以降も受け付けた常態、で今流している状態で、現場でうまく掛け合いの質問ができる、答えを用意していただける状態がありますけれども、それに対してはラインを切るとか、時期を切るとかいうことはこちらはしない、今はその考えはどうでしょうか。

〔「委員長休憩を」と発言あり〕

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 16:36～16:37)

大田重男委員長

では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど、竹原恵美委員からありましたけれども、23日以降でもできると、そういうことですから、柔軟に対応していきたいと思っています。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて終了しました。ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、及び議会だより総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより総務文教委員会に関する原稿につきましては委員長に一任されました。以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 16時38分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男